

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営に要する経費として、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対して長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助の額)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、センターの運営に要する経費とし、補助額は予算の範囲内において市長が定める額とする。

(交付の申請)

第3条 社会福祉協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添えて、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付申請書（別記様式第1号）を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受け付けた場合において、当該申請に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、予算の範囲内において補助金の額を決定し、速やかに長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により社会福祉協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定を遵守すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(事業終了報告)

第5条 社会福祉協議会は、前条の交付決定を受けた場合は、補助事業の完了後1か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び収支決算書を添えて、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金事業終了報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付確定通知書（別記様式第4号）により社会福祉協議会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 社会福祉協議会は、前条の規定による確定通知を受けた場合は、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付請求書(別記様式第5号)に前条の確定通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、第5条の報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付条件等に適合しないと認めるときは、その事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、社会福祉協議会に対して命ずることができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第9条 補助事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、別に定めるところにより、その事業の施行前又は施行中に補助金の概算交付をすることができる。

2 社会福祉協議会は、前項の概算交付を受けようとする場合には、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金概算交付請求書(別記様式第6号)に第4条の補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 規則又はこの要綱に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

(3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の取消し等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 市長は、第9条の規定により補助金を概算交付した場合において、補助金交付額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、社会福祉協議会に対しその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第12条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、規則第15条の規定を適用するものとする。

(書類の整備等)

第13条 社会福祉協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を5年間整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

団体名

代表者

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付申請書

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金の交付を受けたいので、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

別記様式第2号（第4条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金について、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助条件

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代表者名

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第4号（第6条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

団体名 様

長岡京市長 印

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金について、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所
団体名
代表者名

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付請求書

年 月 日付で交付確定の通知があった標記の補助金について、長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

請求額 (a) - (b)	金	円
(a) 交付確定額	金	円
(b) 概算交付済額	金	円

※長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金確定通知書の写しを添付のこと

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金概算交付請求書

長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 今回請求額 金 円

2 概算請求の理由

※長岡京市災害ボランティアセンター運営補助金交付決定通知書の写しを添付のこと